いじめ防止基本方針

令和 5 年度 市原市立菊間小学校

目 次

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
- 3 いじめ防止等のための組織について
- (1) 教育相談部会、生徒指導部会
- (2) 学校いじめ問題対策委員会について
- 4 いじめの未然防止に関すること
- (1) 学校として
- (2) 児童として
- (3) 教職員として
- (4) 関係機関として
- 5 いじめの早期発見に関すること
- (1) 学校として
- (2) 教職員として
- 6 いじめの対処に関すること
- (1) いじめられた児童への支援
- (2) いじめた児童への指導
- (3) 周囲の児童への指導
- 7 いじめの相談・通報窓口について
- 8 いじめを認知した場合の対処
- (1) 通報連絡体制
- (2) 聞き取り調査と記録
- (3)被害児童の保護と対応
- 9 いじめの指導
- (1)被害児童のサポート
- (2) 加害児童への指導
- (3) 周囲の児童への指導
- 10 重大事態の発生と調査及び対処について
- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態への対処
- 11 公表、点検、評価等について

1 いじめの定義

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第2条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針(以下「国基本方針」という。)を踏まえるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】※平成29年3月16日改訂

① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

いじめには、多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断する に当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努め ることが必要である。

- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理 矢理させられたりすることなどを意味する。 【国のいじめの防止等のための基本的な方針より】

2 いじめ防止等のための基本的な考え方

今年度本校は、学校教育目標を

郷土を愛し たくましく生きる子どもを育む

笑顔いっぱいの学校

なかよく たのしく げんきよく

として、子供たちが考え、すすんで学ぶことを楽しみながら、より良い人間関係作りができるよう日々の教育活動に取り組んでいる。児童は、豊かな人間関係の中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

いじめは、児童にとってその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、 深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、学校全体でいじめ(暴力や言動等)を排除する。

学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ防止対策推進法第13条)

3 いじめ防止等のための組織について

(1) 教育相談部会、生徒指導部会

教育相談部会(月に1回) 生徒指導部会(月1回)

[構成メンバー]

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、長欠担当、養護教諭、心のサポーター

[部会の役割]

- ・各学年の児童の問題についての確認と対策。(保護者対応も検討する)
- ・生徒指導上の課題・問題を詳細に確認し、対応策等の共通理解を図る。
- ・いじめアンケート結果から、内容の確認と対応の検討

[その他]

- ・毎月の職員会議で生徒指導の問題(いじめ、問題行動、不登校)の確認をする。
- ・終礼等で、生徒指導上の問題等の共通理解を図る。
- ・月・木曜日の打ち合わせ後、生徒指導の打ち合わせを行う。

(2) 学校いじめ問題対策委員会について

[会議の開催計画]

・いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

[「いじめ対策委員会」の構成]

- ·校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任
- ※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命する。

[役割について]

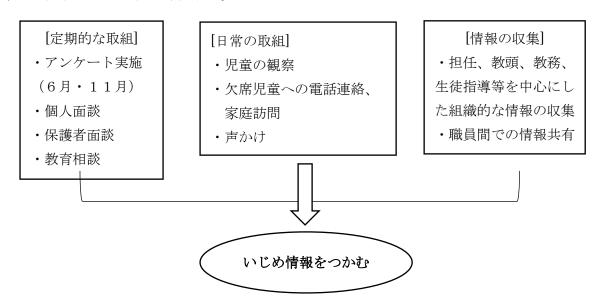
- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 いじめの未然防止に関すること

(1) 学校として

- ① 全ての教育活動を通じて、意見の相違があっても建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りに及ぼす影響を判断できる力を育成していく。 幅広い社会体験や生活体験、読書活動、文化的な活動などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる心を培う。 道徳教育、人権教育の充実により、善悪の判断など社会的規範意識、授業や行事に主体的に参加する態度、心の通う人間関係を構築する能力の素地、ストレスに適切に対応できる力を養う。
- ②「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に 許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、正しく行動できる児童を育成する。
- ③ いじめについて大人に訴えることは、勇気ある正しい行為であり、学校はいじめられている児童を徹底して守り通す、という明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示していく。

- ④ 生徒指導の機能を重視した「分かる授業の展開<児童に自己存在感を持たせる場面や、自己決定の場面を 与えるなどの取組>」が自己有用観を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につなげることを共通理解 としていく。
- ⑤ 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発するおそれがあることについて 職員研修等(4月・9月)で確認する。



(2) 児童として

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動 を通して道徳教育に取り組むとともに体験活動等の充実を図る。
- ・異学年との交流活動を通して、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・いじめ防止に向けたスローガンを作成し、いじめ防止に対する児童の意識を高める。
- ・児童会活動では、いじめゼロ集会の開催、年間を通じて「菊間小学校いじめゼロ宣言」の取り組みを行う。

(3) 教職員として

- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意をはらう。
- ・特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや悩みを表現することが苦手な児童もおり、いじめ等トラブルに発展することがある。このような児童に対するいじめを未然に防止するには、全教職員による支援体制を確認する。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員 会議を通して共通理解を図り、いじめについての認識を深める。
- ・わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫を行う。

(4) 関係機関として

・インターネットやソーシャルメディアを通して行われるいじめに対しては、青少年指導センター、市原警察署 及び千葉県警察(少年課、内房地区少年センター、サイバー犯罪対策課)等と連携して児童・生徒及び保護 者に指導していく。

5 いじめの早期発見に関すること

いじめ早期発見等においては、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

(1) 学校として

○いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象いじめアンケート調査(6月、12月)や学級担任によるいじめ早期発見のためのチェックをタッチハート期間として通年実施
- ○いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① 心のサポーターの活用
- ② 子どもホットライン、県いじめ・体罰解消サポートセンター等の紹介

(2) 教職員として

教職員間や学校と保護者間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努める。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整える。 加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努める。

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会の中で、判断する。

6 いじめの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合に特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する必要がある。これらに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめられた児童への支援

- ・最も信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
- ・子どもの意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(別室登校や登下校の方法など)を立てる。・心のケアや登下校、休み時間の見守りなど具体的な安全確保を教職員で分担する。

(2) いじめた児童への指導

- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは許されないことを、毅然とした態度で伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導に努める。 (心に落とす)
- ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行っていく。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断した場合は、警察署と連携し対処する。

(3) 周囲の児童への指導

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめているのと同じであることを理解させる。
- ・勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- ・必要に応じて、学級、学校全体へ再発防止に向けた指導を行う。

7 いじめの相談・通報窓口について

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要がある。いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努める。いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築する。

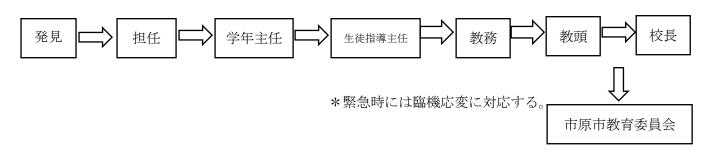
[菊間小学校、心のサポーターによる相談]

電話相談 0436-42-6311 (菊間小学校内相談室)

8 いじめを認知した場合の対処

(1) 通報連絡体制

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた(もしくは受けたと思われる)児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催する。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処する。 この際、また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図る。



(2) 聞き取り調査と記録

いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。調査を行うに当たっては、市町村教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

(3)被害児童の保護と対応

担任等が被害児童から事実関係を聞き取り、その内容を記録していく。その際、心のケアを十分に行いながら、今後の対応について話し、不安を取り除いていくような話をして落ち着かせる。また、その日のうちに家庭訪問して、事実関係を保護者へ報告する。学校としては、全力で守り通しことを伝え、不安を取り除くとともに、校内での安全を確保することを確認する。

(4) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会においていじめる子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要である。そこで、警察や市原市指導センター等との適切な連携を図るため、平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者間の意見交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

9 いじめの指導

(1)被害児童のサポート

いじめを受けた児童には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

また、いじめを受けた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた児童を別室において指導することとしたり、出席停止制度を活用したりするなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(2) 加害児童への指導

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にその再発を防止する措置をとる。

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し事実に対する理解と納得を得る。今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

担任等は、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。 いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つ け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させると同時に児童の つらさに気付かせる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該児童の 安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

また、当該児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行う。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処する。

(3) 周囲の児童への指導

いじめを許した集団に対しても、学級づくりの再出発という意識で、学級担任が中心となって継続した指導を行っていく。友人がいじめられていることに気付いたら、誰かに知らせる勇気を持つことを強く訴えていくと同時に、いじめは絶対に許されない行為であること、ということを伝え、いじめを学級から、学校から根絶しようという態度をいき渡らせる。

本集団が、集団の一員としてお互いを尊重し、認め合う級友関係を築きながら学級づくりを継続していく。

10. 重大事態の発生と調査及び対処について

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等が相当の期間学校を欠席すると余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「いじめにより」とは、児童・生徒の状況に至る要因が当該児童・生徒にして行われるいじめにあることを意味する。「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断するが、例えば、次のケースが想定される。
 - ○児童・生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合
 - ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神症の疾患を発症した場合
 - 「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、 教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。[国の基本方針より]

(2) 重大事態への対処

- ①管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、全職員が十分に認識する。
- ②最悪の状態を想定しながら、迅速、的確に対応する。
- ③重大事態が発生した旨を、市原市教育委員会へ速やかに報告する。
- ④教育委員会と協議の上、教育委員会から学校が主体となった調査の実施を指示された場合、当該事案に対処する「学校いじめ対策組織(生徒指導部会)」を中心として、当該事案に対処する「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ⑤事実関係を可能な限り明確にし、事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を 図る。これまでに行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ⑥いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明確になった事実関係について、情報を適切に提供する。また、関係者の個人情報に十分配慮するが、それを盾に説明を怠らないようにする。 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを事前に調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- (7)教育委員会へ調査結果を報告する。
- ⑧被害児童及びその保護者が調査結果の説明を希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

11. 公表、点検、評価等について

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校だよりやホームページ等で保護者や地域への周知を行う。年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、適切に対応を図る。いじめ問題に対しての取り組みを児童・保護者・教職員等で評価をし、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

- · 教育課程一学期間反省
- ・保護者アンケート

12. いじめ問題防止、早期発見に向けた取組計画

| 4月 | 菊間小問題行動マニュアルの周知 生徒指導会議 個人面談 |
|-----|--------------------------------------|
| 5月 | 全校集会 児童集会 代表委員会(月反省) 生徒指導会議 |
| | QUアンケート 小中生徒指導担当者研修会(情報交換) |
| 6月 | 児童集会 代表委員会 (月反省) いじめゼロ集会 生徒指導会議 |
| | 生活アンケート タッチハート (個人面談) 教育相談部会 |
| 7月 | 全校集会 児童集会 代表委員会 (月反省) 保護者面談 生徒指導会議 |
| | 菊間中学校区生徒指導連携協議会 (情報交換) 教育相談部会 |
| 8月 | 地域パトロールによる情報収集 |
| 9月 | 全校集会 児童集会 生徒指導会議 代表委員会(月反省)教育相談部会 |
| | 学校アンケート |
| 10月 | 全校集会 学年集会(いじめにつながる行為について) 代表委員会(月反省) |
| | 生徒指導会議 教育相談部会 |
| 11月 | 児童集会 教育相談部会 小中連携授業参観 生徒指導会議 |
| | 代表委員会(月反省)生活アンケート タッチハート(個人面談) |
| | 小中生徒指導担当者研修会(情報交換) |
| 12月 | 全校集会児童集会 代表委員会(月反省) 保護者面談 教育相談部会 |
| | 生徒指導会議 菊間中入学説明会 |
| 1月 | 全校集会 児童集会 生徒指導会議 代表委員会 (月反省)教育相談部会 |
| 2月 | 全校集会 児童集会 生徒指導会議 代表委員会(月反省)教育相談部会 |
| 3月 | 全校集会 児童集会 生徒指導会議 代表委員会(月反省)教育相談部会 |
| | 菊間中学校区生徒指導連携協議会 (情報交換) |

[※]コロナウイルス感染状況によっては、計画が変更になることもある。